

平成 29 年度鶴岡市住宅リフォーム支援補助金の注意点【施工者の皆さまへ】

1) 見積内訳書について

- ・ 併用できない他補助と合わせて工事を行う場合は、見積内訳書を分けていただくか、見積内訳書内で分けて表記してください。(他補助分工事の諸経費や消費税についても市の補助対象工事費に含めることができません)
- ・ 地産木材の使用量単位は m^3 ですので必ず石から換算して表記してください。※1石 \approx 0.2783 m^3
- ・ 耐震改修補助を同時に行う場合は、耐震改修にかかる工事費がわかるよう内訳書を分けてください。
- ・ 市再生可能エネルギー設備導入補助金を併用する場合は、再生可能エネルギー設備設置費(機器代、設置にかかる工事費)がわかるよう内訳書を分けてください。
※参考 住まいのダイヤル(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)ホームページ内にわかりやすい見積に関する様式が記載されています。(市リフォーム補助ホームページ内にリンク先を掲示してあります)トラブル防止の観点からもわかりやすい見積内訳書作成をお願いします。
- ・ 市の補助対象に含むことができない工事費用がありますので留意ください。(例:カーテン、家電、家具類、外構(舗装、土留等)、固定式でない消雪設備や消耗品等、詳細はお問い合わせください)

2) 工事契約書・工事請書、領収書について(実績報告書提出時に写し添付必要となります)

- ・ 建設業法第 24 条により、建設業許可の有無を問わず報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなされます。なお、実績報告書に添付する契約書・請書の写しは、収入印紙が貼り付けしてあるものを提出してください。

3) 工事について

- ・ 工事着手は交付決定通知日以降となります。(申請日から約2週間程度かかります)
※確定次第施工者へ電話連絡しますので日中連絡可能な電話番号を申請書や見積書に記載してください。
なお事前着工が確認された場合は申請取消しとなりますので留意してください。
- ・ 市のリフォーム補助予算額範囲内においては、工事途中で増額変更申請は可能ですが、当初申請同様に変更工事着手前に変更申請を提出が必要です(提出日から変更交付決定通知交付まで約1週間)
- ・ 工事代金が減額となり補助交付額が減額となる場合は必ず変更申請が必要です。
※補助金の額が変わらない範囲内での軽微な増減額は変更申請不要としますが、領収書金額が申請時添付見積内訳書よりも大きく金額増減する場合や、工事内容が大幅に変わった場合は補助金額に増減が無くとも変更申請が必要となる場合がありますので、実績報告を提出する前にお問い合わせください。
なお、要件を満たさなくなる工事変更については補助金交付対象外となりますので留意してください。

4) 工事カラー写真について(着手前、工事途中、完了時)

- ・ 着工前写真については、見積内訳書に計上した工事全箇所が確認できる写真が必要です。また、段差解消や出入口の幅を拡張する等については寸法が確認できる(スケルを当てた)写真を添付してください。
- ・ 実績報告時に添付する写真は完了写真以外に工事途中の写真も必要となります。特に断熱材や地産木材使用の構造材、下地材の使用状況は施工状況の写真が無いと要件工事を満たしている事が確認出来ませんのでご注意ください。
- ・ 省エネ要件の場合は機種番号等型式が確認できる写真も必要となります。
- ・ 提出する写真はA4サイズ工事写真台帳用紙やA4紙に貼付けやA4紙でプリントアウトをお願いします。(撮影箇所項目等記入)